

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
508	特別児童扶養手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都府中市長

## 公表日

令和6年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の規定に基づき、申請書の受理、システム入力、所得状況確認、東京都への進達、審査結果の受理等の事務を行う。</p> <p>&lt; 公金受取口座を活用した給付事業の実施 &gt;</p> <p>手当の支給事務に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p> <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】</p> <p>①申請書の受理時に、受給状況等の確認を行う            ②個人番号を用いて戸籍関係情報及び住民基本台帳に関する情報を照会する。            ③基幹システムへの申請者情報の入力を行う            ④申請者等の所得状況の確認を行う            ⑤東京都へ申請書・診断書等の進達を行う            ⑥東京都より手当の審査結果を受理            ⑦基幹システムへ手当の審査結果の入力を行う            ⑧審査結果通知を申請者へ交付            ⑨資格消滅時に、基幹システムへ消滅の入力を行う            ⑩消滅情報を東京都へ進達する            ⑪東京都より消滅通知書を受理            ⑫消滅通知書を受給者へ交付</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム・宛名管理システム・共通基盤システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル・関係者ファイル・所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の46の項及び別表第一の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、116の項            番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令            第8、10の2、11の2、12、13の2、19、30、31、44、53、55の3、59の2の2、59の3条            (別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二の66の項及び121の項            番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第37条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市福祉保健部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市市民協働推進部広聴相談課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市福祉保健部障害者福祉課援護係 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4162

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	I .5.②所属長	障害者福祉課長 相馬 修央	障害者福祉課長		
令和3年3月12日	II しきい値判断項目	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点		
令和4年1月11日	I .4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号		デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和4年1月11日	II しきい値判断項目	令和3年1月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年1月1日	I .7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	府中市政策総務部広報課	府中市市民協働推進部広聴相談課	事後	
令和5年1月1日	II しきい値判断項目	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年1月1日	I .1.②事務の概要	追加	<公金受取口座を活用した給付事業の実施> 手当の支給事務に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。	事前	公金受取口座の活用による
令和5年1月1日	I .3 法令上の根拠	別表第一の46の項	別表第一の46の項及び別表第一の101の項	事前	公金受取口座の活用による
令和5年1月1日	I .4.②法令上の根拠	別表第二の66の項	別表第二の66の項及び121の項	事前	公金受取口座の活用による
令和6年1月1日	II しきい値判断項目	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和6年1月1日	IV.4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和6年3月25日	I .1.②事務の概要	追加	②個人番号を用いて戸籍関係情報及び住民基本台帳に関する情報を照会する。	事後	戸籍関係情報提供開始による追加
令和6年3月25日	I .4.②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12、19、30、31、44条	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8、10の2、11の2、12、13の2、19、30、31、44、53、55の3、59の2の2、59の3条	事後	